基幹水利施設整備型 _(水利施設等保全高度化事業)

(農山漁村地域整備交付金-水利施設等整備事業) 事業主体 県

所管課班

(計) 農村振興課 地域計画班

寒)

農村整備課 水利施設保全班

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

採択基準

- 1 次に掲げるいずれかにの要件を満たすもの。
- (1)農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。
- (2) 現に農業用用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用用排水施設(以下「畑地を受益とする農業用用排水施設」という。) の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100 ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
- (3) 国営事業施行部分に接続する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
- (4) 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
- (5) 畑地を受益地とする農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設 (附帯施設を含む。)を伴う農業用用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
- (6) 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあっては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
- 2 水利施設等保全高度化事業を実施する場合は、上記に加えて、次に掲げるいずれかの要件を満た すとともに、既存の基幹水利施設の改修を実施する場合にあっては、当該施設の機能保全計画が 策定されているとこと。
- (1) 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
- (2) 事業の完了時において当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれるものであること。
- (3) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営	基幹水利施設 整備型	50	25	10	15	

排水対策物	非別型
]][][]][]]	すかり土

(水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金-水利施設等整備事業)

事業主体 県

所管課班

(計) 農村振興課地域計画班

(美) 農村整備課水利施設保全班

事業の内容

- ア 用排水施設整備事業(農業用用排水施設の新設、廃止又は変更)のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場、排水樋門、排水路 (以下「排水施設」という。)等の更新又は整備を実施するもの。
- イ アの事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び暗渠排水事業、客土事業、区画整理事業であって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものを併せて一体的に実施するもの。

採択基準

- 1 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり、かつア又はイに該当する水田面積が 受益地内のおおむね50%以上であること。
 - ア 降雨時において排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分にないために湛水を来 す水田
 - イ 常時地下水位が高い (田面から夏期においておおむね50センチメートル未満又は冬期においておおむね70センチメートル未満の位置をいう) 水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- 3 受益面積 20ha以上
- 4 末端支配面積 5 ha以上

負担割合	区 分	玉	県	市町村	その他	備考
県 営	排水対策特別型	50	25	10	15	

基幹水利施設保全型 (水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金-水利施設等整備事業)

事業主体 県 市町村 土地改良区等

所管課班

計 農村振興課地域計画班

(美) 農村整備課水利施設保全班

事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用用 排水路等の基幹的な農業水利施設について、施設の有効活用を図るため、効率的な機能保全対策を 推進するもの。

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保 全計画の策定
- 2 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画に基づく対策工事の実施
- 3 国営造成施設又は県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補 修工事等の実施

採択基準

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用用排水機場であること。
- 2 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- 3 県の基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられたもの。
- 4 対策工事を法律補助事業で行う場合においては、受益面積100ha以上であること。
- 5 水利施設等保全高度化事業を実施する場合においては、次に掲げるいずれかの要件を満たす もの。
 - (1) 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
 - (2)事業の完了時において当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50%以上となることが確実に見込まれるものであること。
 - (3) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

運用方針(内部規定)

1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1)対象施設は県営土地改良事業で造成された農業水利施設のうち、標準耐用年数を既に超過しているか、機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 対象施設の選定は、一次機能診断の数値評価結果等に基づき施設管理者と協議のうえ行う。
- (3)地区の選定は各管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等にする。
- (4)機能保全計画は策定後、施設管理者にその結果を速やかに報告する。

2 対策工事の実施基準

国営造成水利施設保全対策指導事業及び本事業等で作成した機能保全計画に基づき実施する。

(1) 県営事業

法律補助事業(土地改良法の手続きを経る事業)を基本とし、1施設の受益面積が100ha以上かつ1地区の総事業費が5,000万円以上とする。

(2) 団体営事業

1 施設の受益面積が100ha以上で1地区の事業費が3,000万円以上かつ1施設あたりの事業費が200万円以上の地区とする。

3 緊急補修工事の実施基準

事業主体は施設管理者とし、1施設の受益面積(末端支配面積)が100ha以上かつ事業費が200万円以上を要件とする。

負担割·	合	区分	玉	県	市町村	その他	備考
県	営	基幹水利施設保全型 機能保全計画策定 対策工事 緊急補修工事	50	29 (50)	14 (-)	7 (-)	()は 県有ダムに係る分
団体営	7	基幹水利施設保全型 対策工事 取免結修工事	50	14	21	15	市町村営 (農山漁村地域整備交付金)
		緊急補修工事 	50	14	13	23	土地改良区営 (農山漁村地域整備交付金)
			50	18	25	7	市町村営 (基幹水利施設管理事業と一 体的に実施)

地域農業水利施設保全型 (農山漁村地域整備交付金-水利施設等整備事業) 市町村 事業主体

土地改良区

所管課班

計 農村振興課 地域計画班

実 農村整備課 水利施設保全班

事業の内容

団体営造成施設等の劣化状況等の調査に基づき、施設管理の省力化や環境との調和へも配慮しつつ、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画(以下「機能保全計画」という。)を作成、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施するもの。

- 1 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能 診断を含む)
- 2 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事の実施。
- 3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施

採択基準

- 1 県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。ただし、基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられた施設は本事業の対象外。
- 2 機能保全計画の策定においては、末端支配面積100ha以上であり、予防的な対策が有効と見 込まれるもの。
- 3 対策工事においては受益面積100ha以上(機能保全計画を当事業で実施していない場合で、 別に機能保全計画を作成している場合は10ha以上)であること。
- 4 事後保全においては、施設の劣化に起因すると想定されるもの。
- 5 対策工事及び事後保全においては、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

運用方針(内部規定)

1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1)対象施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設 又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者(個人を除く)が明確な施設で、標準 耐用年数を既に超過しているか機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2)地区の設定は、管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等とする。

2 対策工事の実施基準

- (1) 1地区の総事業費が3,000万円以上かつ1施設あたりの事業費が200万円以上を要件とする。
- (2) 本事業で計画を策定した場合は1施設の受益面積(末端支配面積)が100ha以上とし、施設管理者独自で計画を策定した場合は1地区あたり受益面積(末端支配面積)が10ha以上とする。

3 緊急工事の実施基準

事後保全は以下の要件全てに合致する施設を対象とする。

- (1)対象施設施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者(個人を除く)が明確な施設。
- (2) その事故が劣化に起因すると判断されるもの。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
団体営	機能保全計画策定	50	14	21	15	市町村営
		50	14	13	23	土地改良区営
	対策工事 及び 緊急工事	50 (55)	14	21	15 (10)	市町村営
		50 (55)	14	13	23 (18)	土地改良区営

^{※()}は離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、 特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域の場合